

地域振興部

地域自治区

(地域コミュニティ課 内線 3490)

平成 18 年 1 月に 3 町(佐土原町、田野町、高岡町)との合併に合わせ、旧宮崎市域において、地方自治法に基づく 15 の地域自治区を設置した。地域自治区は、地域住民の意見を行政に反映させるとともに、住民主体のまちづくりを推進するなど、住民自治の強化、充実のために設置されるもので、地域の代表で構成する地域協議会とその事務局や窓口業務等の行政サービスを担う地域自治区事務所を構成要素としている。

15 の地域から始まった地域自治区は、平成 21 年 6 月に大宮地域自治区が 2 つに分離し、平成 22 年 6 月には大塚台・生目台地域自治区が 2 つに分離している。また、平成 23 年 1 月には佐土原町・田野町・高岡町の 3 つの合併特例区が地域自治区に移行し、平成 22 年 3 月に合併した清武町の合併特例区が、平成 27 年 3 月に地域自治区に移行した。さらに、平成 28 年 4 月に赤江地域自治区が 2 つに分離したことにより、現在は 22 の地域となっている。

なお、宮崎市における地方自治法に基づく地域自治区の制度は、令和 7 年 3 月末をもって終了し、令和 7 年 4 月からは、地域活動を実践する「地域まちづくり推進委員会」を中心とし、多様な主体の参画による地域まちづくりの仕組みに移行する。

1 地域自治区の概要

目的	地域住民の意見を反映させつつ行政運営を行うとともに、市民に身近な行政サービスを提供する。
根拠	地方自治法第 202 条の 4 宮崎市地域自治区の設置等に関する条例
名称	中央東地域自治区、中央西地域自治区、小戸地域自治区、大宮地域自治区、東大宮地域自治区、大淀地域自治区、大塚地域自治区、櫛地域自治区、大塚台地域自治区、生目台地域自治区、赤江地域自治区、本郷地域自治区、木花地域自治区、青島地域自治区、住吉地域自治区、生目地域自治区、小松台地域自治区、北地域自治区、佐土原地域自治区、田野地域自治区、高岡地域自治区、清武地域自治区
地域自治区の事務所・地域協議会	【地域自治区事務所】 <ul style="list-style-type: none"> ・市職員の配置 【地域協議会】 <ul style="list-style-type: none"> ・構成員 市長が選任(区域内に住所を有する者) ・委員定数 人口 5 万人未満は、20 名以内 人口 5 万人以上は、25 名以内 ・任期 2 年(再任あり) 第 10 期(令和 6 年 4 月～)の任期は、令和 7 年 3 月 31 日まで ・報酬 なし(費用弁償あり 3,000 円/日)
地域協議会の会議	【定例会】 <ul style="list-style-type: none"> ・定例会は年 4 回。原則として、2 月、5 月、8 月、11 月に開催。 【臨時会】 <ul style="list-style-type: none"> ・定例会のほか、協議が必要になった場合に開催
地域自治区の事務所・地域協議会の機能	【地域自治区事務所】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会運営業務 ・地域振興業務 ・窓口業務(住民票の写し等の各種証明書の発行など) 【地域協議会】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の連携強化 地域の実態を把握し、活動にかかわる団体間の意見調整を行い、地域魅力発信

プランの策定や改訂を行うなど、地域のまちづくりの政策決定を行う。

・住民主体のまちづくりの推進

地域まちづくり推進委員会が地域の多様な主体で構成するネットワーク組織となり、個々の団体では対応が困難な事業に取り組めるよう、事業の計画や実績等に意見を述べたり、地域コミュニティ活動交付金の使途を承認したりする。

・施策の提言

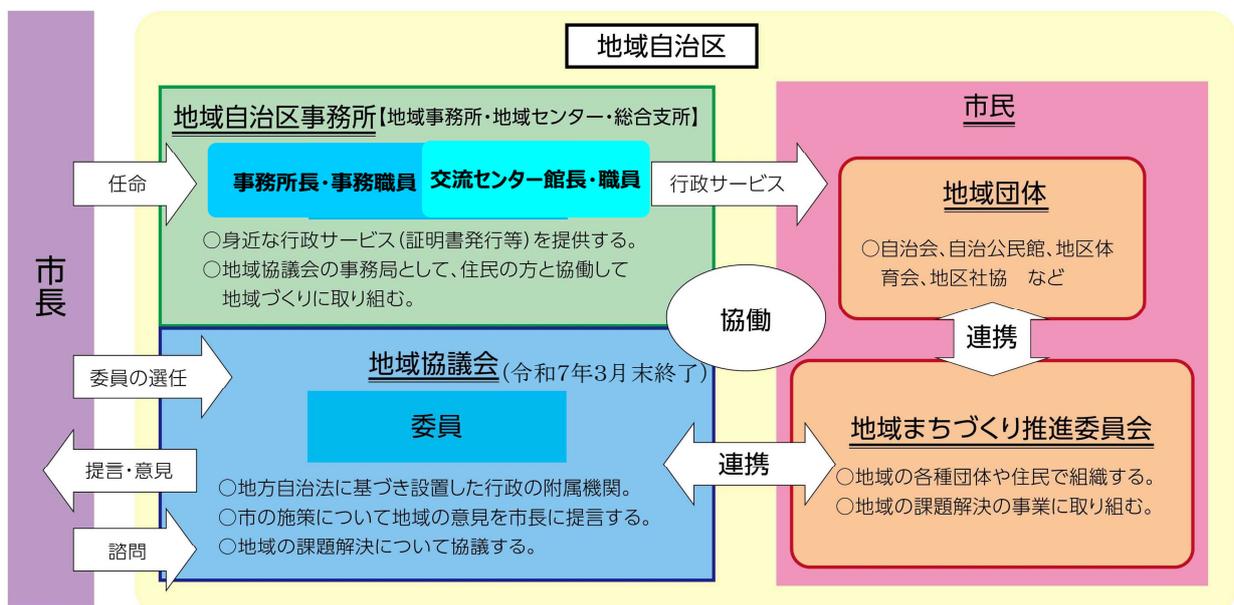
地域のまちづくり、住民ニーズへの対応や地域課題の解決に向けた取組のほか市の施策の改善や、市と地域住民との協働に係る取組等を提言する。

・諮問の協議

市の施策の決定や変更等について、市長の諮問を受け、意見を述べる。

2 地域自治区事務所

名称	位置	所管区域
宮崎市中央東地域事務所	宮崎市橘通西3丁目10番32号 (宮崎ナナイロ東館8階)	中央東地域自治区の区域
宮崎市中央西地域事務所	宮崎市祇園1丁目49番地 (宮崎西地区交流センター内)	中央西地域自治区の区域
宮崎市小戸地域事務所	宮崎市鶴島2丁目18番23号	小戸地域自治区の区域
宮崎市大宮地域事務所	宮崎市下北方町下郷6101番地	大宮地域自治区の区域
宮崎市東大宮地域事務所	宮崎市村角町島ノ前1346番地1	東大宮地域自治区の区域
宮崎市大淀地域事務所	宮崎市大坪町西六月2211番地1	大淀地域自治区の区域
宮崎市大塚地域事務所	宮崎市大塚町鎌ヶ迫2296番地3	大塚地域自治区の区域
宮崎市憶地域事務所	宮崎市吉村町江田原甲265番地1	憶地域自治区の区域
宮崎市大塚台地域事務所	宮崎市大塚台西2丁目18番地1	大塚台地域自治区の区域
宮崎市生目台地域事務所	宮崎市生目台東4丁目6番地2 (生目台地区交流センター内)	生目台地域自治区の区域
宮崎市赤江地域センター	宮崎市大字田吉5730番地3	赤江地域自治区の区域
宮崎市本郷地域事務所	宮崎市大字本郷南方4061番地	本郷地域自治区の区域
宮崎市木花地域センター	宮崎市大字熊野591番地	木花地域自治区の区域
宮崎市青島地域センター	宮崎市青島西2丁目1番地 (青島地域総合センター内)	青島地域自治区の区域
宮崎市住吉地域センター	宮崎市大字島之内7409番地1	住吉地域自治区の区域
宮崎市生目地域センター	宮崎市大字浮田3000番地1 (生目地区交流センター内)	生目地域自治区の区域
宮崎市小松台地域事務所	宮崎市小松台西1丁目10番地7	小松台地域自治区の区域
宮崎市北地域センター	宮崎市大字瓜生野3909番地40	北地域自治区の区域
宮崎市佐土原総合支所	宮崎市佐土原町下田島20660番地	佐土原地域自治区の区域
宮崎市田野総合支所	宮崎市田野町甲2818番地	田野地域自治区の区域
宮崎市高岡総合支所	宮崎市高岡町内山2887番地	高岡地域自治区の区域
宮崎市清武総合支所	宮崎市清武町西新町1番地1	清武地域自治区の区域



地域協議会等と地域コミュニティ活動交付金によるまちづくり

(地域コミュニティ課 内線 3490)

1 背景

少子高齢化の進行に加え、個人の価値観が多様化し、プライバシー意識も高まる中で、地縁や対人によるコミュニティが生まれにくい構造に変化するなど、地域が抱える課題は多様で高度化している。地域自治区制度は、地方自治法に基づく制度で、地域の多様な主体が連携し、個々の団体等では対応することが難しい活動に協働で取り組むための仕組みである。

地域協議会を地域自治区の要として、住民に最も身近な行政である地域自治区事務所が事務局となり、その運営を担うとともに、地域の多様な主体で構成する地域まちづくり推進委員会の側面的な支援を行うことで、持続可能な地域コミュニティの形成を図ることとしている。

2 地域協議会

地域自治区における住民の声を市政に反映させるため、地方自治法で定められている組織で、地域の各種団体や地域住民の代表が構成員となり、市に対して、意見や提言を行っている。

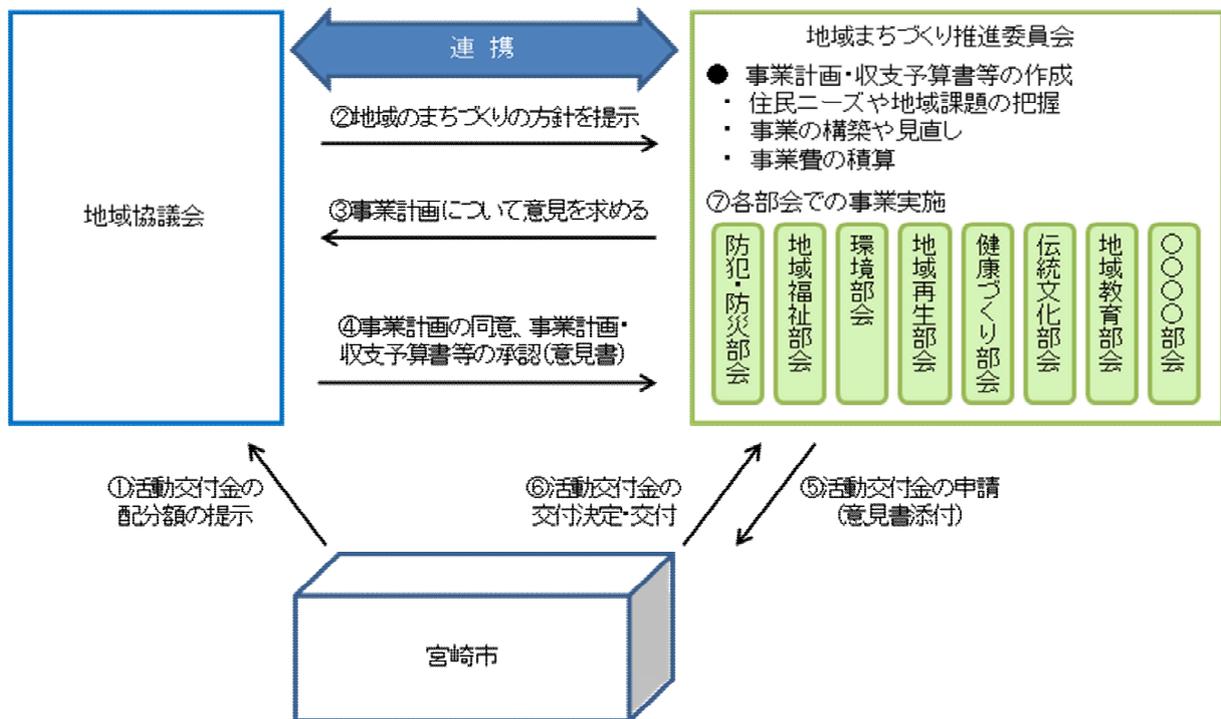
また、「地域まちづくり推進委員会」(※名称が「地区振興会」「地域づくり協議会」「まちづくり協議会」等の地域もある。)が実施する地域コミュニティ活動交付金事業について協議するとともに、地域の現状や課題を把握し、住民や各種団体等の意見の集約や調整のほか、まちづくりの方向性などの政策決定を行うなど、地域自治区における協議機関として、地域のまちづくりの取組を推進することとしている。

3 地域コミュニティ活動交付金

平成 21 年度から、組織化に当たり、地域協議会の承認を受けた団体として、地域活動を実践する「地域まちづくり推進委員会」に対し、地域課題の解決に向けた活動の財源として「地域コミュニティ活動交付金」を交付している。交付金の使途については、住民主体によるまちづくりを推進する観点から、地域の発想のもとに、多様な取組に対応していけるよう、ルールづくりを行っている。

「地域まちづくり推進委員会」には、個々の団体では、対応が難しい事業に取り組むため、地域の多様な主体で構成し、必要に応じてスキルや経営ノウハウを有する団体等と連携しながら、継続性や実効性のある取組が求められている。

○ 地域コミュニティ活動交付金を活用した事業実施までの流れ



自治会

(地域コミュニティ課 内線 3485)

今日の地域社会は、人々の行動様式や価値観が多様化する中で、様々な課題を抱えている。地域を快適で住みよくするためには、地域住民がお互いに協力し、助け合うコミュニティづくりが重要であり、その中心的な担い手となるのが自治会である。

自治会は「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識のもと、地域課題の解決を目的として組織され、住民相互の親睦、生活環境の改善、地域福祉の増進など、住みよいまちづくりのための積極的な活動を行っている。このように、豊かな地域社会をつくるために自治会が果たす役割は大きく、各地域自治区等における地域まちづくり推進委員会と連携する上でも、今後ますます重要なものになる。

平成28年6月に施行した「宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例(通称)きずな社会づくり条例」では、自治会や地域まちづくり推進委員会の活動の基本理念及び市民や自治会、市等の役割を定めており、市では自治会加入と自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化を推進している。

1 自治会・宮崎市自治会連合会に対する補助金 (令和5年度実績)

(1) 自治会補助金

- ① 内容 1世帯あたり、年間1,800円の補助
- ② 決算見込額 163,329千円

(2) 防犯灯補助金

- ① 内容 防犯灯の「維持管理」「取替工事」「新設工事」「廃灯工事」に係る経費の一部を補助
- ② 決算見込額 47,733千円

(3) 自治会未加入対策補助金

- ① 内容 1月末現在における加入増加世帯について、1世帯あたり1,800円の補助
- ② 決算見込額 459千円

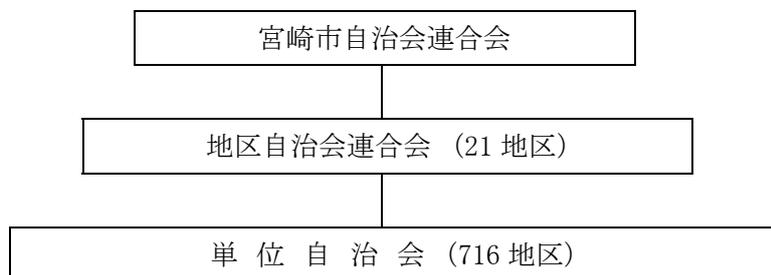
(4) 宮崎市自治会連合会に対する補助金

- ① 内容 連合会の運営費(人件費など)、地区活動費、研修費などに係る経費の一部を補助
- ② 決算見込額 14,436千円

(5) 防犯灯保険料補助金

- ① 内容 連合会が加入する防犯灯の賠償責任保険に係る経費の補助
- ② 決算見込額 266千円

2 組織構成 (令和6年4月1日現在)



3 自治会加入率

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
加入率(%)	54.4	53.2	52.4	50.9	50.0
世帯数	179,379	181,087	181,473	183,814	184,555
加入世帯数	97,619	96,257	95,063	93,590	92,202

自治公民館

(地域コミュニティ課 内線 3485)

自治公民館は、自治会と同じく住みよいまちづくりのため、地域住民の親睦と融和を図り、相互理解と地域連帯感を高め、コミュニケーションを深める組織であるとともに、公民館類似施設として生涯学習活動の場としても重要な役割を担っている。

そのため、自治公民館では、地域住民の親睦のため地域のイベント等が行われ、また生涯学習グループが活動する場として活用されており、地域住民にとって最も身近なコミュニティ活動の拠点となっている。

そこで、本市では、自治公民館の施設を維持するための改修等にかかる費用の一部を補助するとともに、真の住民自治を実施するために、自治公民館活動に対する支援を行うことで、地域住民のコミュニティ活動の活性化と、生涯学習の推進を通じた地域のリーダー育成の促進を図っている。

1 自治公民館・宮崎市自治公民館連絡協議会に対する補助金 (令和5年度実績)

(1) 宮崎市自治公民館連絡協議会運営費補助金

- ① 内容 市自公連の活動費、研修費などに係る経費の一部を補助
- ② 決算見込額 3,615 千円

(2) 地区自治公民館連絡協議会運営費補助金

- ① 内容 地区自公連の活動費、研修費などに係る経費の一部を補助(40 千円/地区)
- ② 決算見込額 920 千円

(3) 単位自治公民館運営費補助金

- ① 内容 館あり 65 千円 館なし 35 千円
- ② 決算見込額 31,680 千円

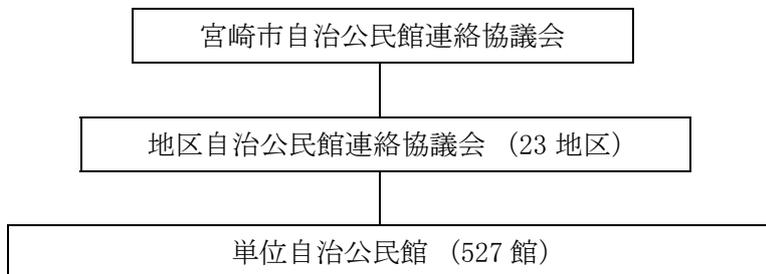
(4) 自治公民館建設費補助金

- ① 内容 新 築 6 割補助 (延床面積による上限あり、上限面積 200 m²)
- 増築・改築・補修 5 割補助 (上限 600 万円)
- 用地取得 8 割補助 (算出基礎額による上限あり、上限面積 400 m²)
- 空調機器設置 5 割補助 (上限 100 万円)
- 借家料 5 割補助 (上限 42 万円)
- ② 決算見込額 13,875 千円

(5) 自治公民館備品整備補助金

- ① 内容 自治公民館の活動に必要な備品整備に係る経費の一部を補助(4 割補助)
- ② 決算見込額 656 千円

2 組織構成 (令和6年4月1日現在)



高岡交流プラザ

(高岡・地域市民福祉課 内線 74-211)

高岡西部地区の魅力あるまちづくりを推進するため、防災機能を兼ね備えた地区住民の交流の場・地域活動の拠点となるコミュニティ施設として、平成 25 年 3 月 1 日から供用開始した施設で、市民の交流促進を目的とした主催講座の開講や、会議室及び多目的グラウンドなどの貸出を行っている。

1 施設の概要

所在地	宮崎市高岡町浦之名 4365 番地 4
開館	平成 25 年 3 月 1 日
敷地面積	35,368.02 m ²
建物延床面積	1,292.46 m ²
建物構造	鉄骨造 1 階建
開館時間	午前 9 時～午後 10 時 ※多目的グラウンド使用時間・・・5 月 1 日～9 月 30 日:午前 9 時～午後 6 時 10 月 1 日～4 月 30 日:午前 9 時～午後 5 時
事業費	1,069,305 千円
休館日	毎週火曜日、年末年始(12/29～1/3)
駐車場	74 台

2 施設の内容

【本体施設】

会議室	70 名(災害時は、机などを収納し、広間としての利用を想定)
和室	40 畳(災害時は、避難者の就寝スペースとしての利用を想定)
作業室・窯場	ガス窯 1 台、ろくろ 3 基
多目的ホール	9 人制バレー 1 面またはミニバレーやバドミントン 3 面 (災害時は、多数の避難者のための大広間としての利用を想定)
その他	調理室(1 室)、多目的室(2 室)

【多目的グラウンド】

多目的グラウンド	12,100 m ² (110m×110m)の外周を芝で囲った土のグラウンド ・災害時は、車両や農機具の早期避難スペースとして、また、避難者の駐車場としての利用を想定 ・災害対応が長期化する場合には、仮設住宅の設置場所としても利用を想定
屋外トイレ	男子トイレ(小 2 基、大 1 基)、女子トイレ(2 基)、多目的トイレ(1 基)

3 事業の概要

年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
開館日数	309 日	308 日	206 日
利用者数	26,179 人	19,510 人	11,944 人

宮崎市交流プラザきよたけ「四季の夢」

(清武・地域市民福祉課 内線 75-1115)

清武地域の経済活性化と地域振興を図るため、平成22年3月5日に開設した施設で、市民交流の促進及び地域の特産品展示販売並びに観光情報等の提供を行っている。

1 施設の概要

所在地	宮崎市清武町西新町1番地1
開館	平成22年3月5日
敷地面積	1,362.03 m ²
建物延床面積	364.25 m ²
建物構造	木造平屋建て
開館時間	午前9時～午後6時
事業費	56,232,989円
休館日	12月31日～1月3日
駐車場	140台(清武総合支所併用)

2 施設の内容

コミュニティスペース	54.15 m ² (市民が自由に利用できるスペース)
特産品等販売施設	72.20 m ² (地域の農畜産物、特産品及び地域で生産される加工品、手工芸品を展示販売するスペース)
多目的スペース	54.15 m ² (コミュニティスペース又は特産品等販売施設として利用できるスペース)
飲食提供施設	16.39 m ² (厨房施設)

3 事業の概要

年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
開館日数	350日	353日	359日
利用者数	153,009人	145,235人	143,884人

戸籍・住民基本台帳

(市民課 内線 2091)

住民サービスの向上と事務効率化を図るため、昭和 59 年度に住民記録事務、昭和 61 年度に印鑑登録証明事務、平成 3 年度に戸籍附票のオンラインシステム、平成 8 年度に戸籍情報管理システムを導入した。

平成 25 年 12 月に住民票の写し及び印鑑登録証明書の「コンビニ交付サービス」を開始、平成 28 年 12 月からは発行可能な証明書に戸籍証明及び税関係証明の一部を加えて 8 種類に増やし、令和 2 年 2 月からは市外住民に対する本籍地証明(戸籍謄本等の交付)を開始した。

令和 3 年 8 月には、窓口案内表示システムを導入し、ホームページでの窓口混雑状況の提供や順番お知らせメールなどによる窓口混雑緩和対策に取り組んだ。

また、決済手続きの効率化を図るとともに、利用者ニーズに合った支払い方法を可能とするため、令和 4 年 12 月にキャッシュレス決済可能な POS システムセミセルフレジを導入した。

令和 5 年 2 月からは、マイナポータルを通じてオンラインにて転出届、転入予約を一度の手続きで済ませることができる転出・転入ワンストップサービスを開始した。令和 6 年 3 月には、住所異動の手続きにおいて、窓口で職員が聴き取りをしながらシステムで申請書作成を行えるスマート窓口システムを導入し、「書かない、待たない窓口」の実現に取り組んだ。

1 窓口

窓口名		住所	取り扱い業務
本庁	市民課	橘通西1丁目1番1号 (市役所本庁舎1階)	
総合支所・出張所	佐土原総合支所地域市民福祉課	佐土原町下田島20660番地	○転出・転入などの住民異動の届出 ○出生・死亡・婚姻・離婚などの戸籍の届出 ○住民票の写しの交付 ○戸籍謄(抄)本の交付 ○印鑑登録 ○印鑑登録証明書の交付 ○臨時運行許可証の交付(出張所を除く) ○市税に関する証明の交付
	佐土原総合支所佐土原出張所	佐土原町上田島8387番地2	
	田野総合支所地域市民福祉課	田野町甲2818番地	
	高岡総合支所地域市民福祉課	高岡町内山2887番地	
	高岡総合支所穆佐出張所	高岡町小山田69番地2	
地域センター	清武総合支所地域市民福祉課	清武町西新町1番地1	○印鑑登録 ○印鑑登録証明書の交付 ○臨時運行許可証の交付(出張所を除く) ○市税に関する証明の交付
	赤江地域センター	大字田吉5730番地3	
	木花地域センター	大字熊野591番地	
	青島地域センター	青島西2丁目1番地	
	住吉地域センター	大字島之内7409番地1	
	生目地域センター	大字浮田3000番地1	
地域事務所・市民サービスコーナー	北地域センター	大字瓜生野3909番地40	○住民票の写しの交付 ○戸籍謄(抄)本の交付 ○印鑑登録証明書の交付 ○市税に関する証明の交付
	中央東地域事務所	橘通西3丁目10番32号 (宮崎ナナイロ東館8階)	
	東大宮地域事務所	村角町島ノ前 1346 番地 1	
	大淀地域事務所	大坪町西六月2211番地1	
	大塚地域事務所	大塚町鎌ヶ迫2296番地3	
	櫛地域事務所	吉村町江田原甲265番地1	
	大塚台地域事務所	大塚台西2丁目18番地1	
宮交シティ市民サービスコーナー	大淀4丁目6番28号(宮交シティ1階)		
東部市民サービスコーナー	新別府町江口862番地1(イオンモール宮崎ノースモール2階)		
コンビニエンスストア		セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン九州	○住民票の写しの交付 ○戸籍謄(抄)本の交付 ○印鑑登録証明書の交付 ○市税に関する証明の交付

2 届出件数

(単位:件)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
戸籍届	出生届	3,149	3,002	2,819
	婚姻届	1,732	1,613	1,647
	離婚届	699	729	719
	死亡届	4,375	5,043	4,824
	その他の届	3,157	3,168	3,050
	計	13,112	13,555	13,059
住民異動届	転入届	10,061	10,704	10,123
	転出届	10,284	10,612	10,539
	転居届	12,737	12,204	12,022
	その他の届	1,590	1,733	1,707
	計	34,672	35,253	34,391
印鑑登録届		11,700	11,217	11,394
自動車臨時運行許可申請		4,600	4,471	4,437

3 主な証明件数

(単位:件)

種別	証明書種類	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		窓口	コンビニ	窓口	コンビニ	窓口	コンビニ
戸籍証明	●戸籍全部事項証明書	49,287	3,983	49,369	6,597	41,843	20,517
	●戸籍個人事項証明書	9,046	2,127	9,402	3,371	5,431	8,239
	その他の戸籍証明	54,691	—	53,745	—	53,879	—
	小計	113,024	6,110	112,516	9,968	101,153	28,756
	合計	119,134		122,484		129,909	
住民票等	●住民票の写し	164,189	50,703	145,864	60,861	102,849	96,955
	●戸籍附票の写し	25,673	1,406	24,730	1,516	23,504	3,040
	記載事項証明等	2,949	—	2,670	—	2,366	—
	その他の住民票等	3,620	—	1,745	—	1,650	—
	小計	196,431	52,109	175,009	62,377	130,369	99,995
	合計	248,540		237,386		230,364	
印鑑登録	●印鑑登録証明	68,638	37,747	59,829	42,570	36,002	70,217
	合計	106,385		102,399		106,219	
税関係証明	●所得課税証明書	44,013	8,884	41,863	11,775	28,468	21,156
	納税証明	40,237	—	37,540	—	16,732	—
	固定資産証明	18,762	—	18,589	—	19,843	—
	その他の税証明	2,738	—	2,576	—	2,700	—
	小計	105,750	8,884	100,568	11,775	67,743	21,156
	合計	114,634		112,343		88,899	
その他	その他の行政証明	5,620	—	5,364	—	5,426	—
	合計	5,620		5,364		5,426	
	総計	489,463	104,850	453,286	126,690	340,693	220,124
		594,313		579,976		560,817	

※窓口には、無料を含む。

※●はコンビニで取得できる証明書を示す。所得課税証明書には、所得証明書、課税証明書も含む。

おくやみコーナー

(市民課 内線 2091)

令和3年11月に、死亡届出後の行政手続き専用の窓口「おくやみコーナー」を開設した。

おくやみコーナーでは、システムを導入し、ご遺族に複数の質問にお答えいただくことで、約90種類ある手続きの中から、その方に必要な手続きを抽出し、申請書等を出力のうえ、主な手続きについては本窓口にて完了させることができる。

また、おくやみコーナーで完了できない手続きについては、住所等の基本的な情報が記載された申請書等を作成し、各担当課へ案内することにより、ご遺族の負担軽減と市民サービスの向上を図った。

1 おくやみコーナー受付状況

(単位:件)

	令和3年度 (11~3月)	令和4年度	令和5年度
受付件数	752	2,128	2,053

※令和3年11月10日開設

マイナンバーカードの普及促進

(マイナンバーカード推進課 内線 2101・2102)

行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤として整備されたマイナンバー制度において、平成28年1月からマイナンバーカードの交付が開始された。

普及促進については、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議)等において「令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定する」とされ、国のマイナンバーカード普及等に関する全体スケジュールや取組方針を踏まえたマイナンバーカードの交付円滑化計画が示されたことに伴い、本市では以下の取り組みを行った。

マイナンバーカードの普及促進を図るため、令和2年4月にマイナンバーカード関連業務を市民課住民記録係から情報政策課に移管し、マイナンバーカード推進室を創設。同年8月には商業施設である宮交シティにマイナンバーカード推進センターを開設し、住民のマイナンバーカードの申請の機会の向上を図ったほか、令和3年2月には、市役所本庁舎1階から第2庁舎1階に窓口を移設することにより交付窓口の拡充を行った。

令和5年度から来庁困難な市民向けに施設や自宅まで職員が出向く「出張申請」を実施し、さらなる普及促進に取り組んでいる。

令和6年4月の機構改革に伴い、マイナンバーカード推進室が情報政策課から独立しマイナンバーカード推進課として新設。また、宮交シティに開設していたマイナンバーカード推進センターを閉鎖し、同年4月からイオンモール宮崎に移転。マイナンバーカードの手続きが可能な窓口を新たに確保した。

国の普及促進策であるマイナンバーカードを活用した消費活性化策(マイナポイント事業)の実施により、本市のマイナンバーカードの保有枚数率も高水準となっており、マイナンバーカードの保有後は、5年おきに到来するマイナンバーカードに搭載されている電子証明書の更新や10年おきに到来するマイナンバーカードの更新(未成年者は5年)が必要となる。今後は継続してマイナンバーカードの利用が図られるよう更新の周知等を実施していく。

1 窓口

窓口名	住所	取り扱い業務
マイナンバーカード推進課	橘通西1丁目1番1号 (市役所第2庁舎1階)	マイナンバーカード関連業務 ○申請(再交付申請含む) ○交付(再交付含む) (市民課、佐土原出張所、穆佐出張所を除く) ○更新 ○券面記載事項変更 ○継続利用 ○暗証番号変更・再設定 電子証明書関連業務 ○発行 ○更新 ○暗証番号変更・再設定 マイナンバーカードの健康保険証利用等
マイナンバーカード推進センター	新別府町江口 862 番地1 (イオンモール宮崎2階)	
市民課	橘通西1丁目1番1号 (市役所本庁舎1階)	
佐土原総合支所地域市民福祉課	佐土原町下田島20660番地	
佐土原総合支所佐土原出張所	佐土原町上田島8387番地2	
田野総合支所地域市民福祉課	田野町甲2818番地	
高岡総合支所地域市民福祉課	高岡町内山2887番地	
高岡総合支所穆佐出張所	高岡町小山田69番地2	
清武総合支所地域市民福祉課	清武町西新町1番地1	
赤江地域センター	大字田吉5730番地3	
木花地域センター	大字熊野591番地	
青島地域センター	青島西2丁目1番地	
住吉地域センター	大字島之内7409番地1	
生目地域センター	大字浮田3000番地1	
北地域センター	大字瓜生野3909番地40	

2 申請・交付件数及び申請・交付率・保有枚数率

①申請件数・申請率

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年計件数	18,988	14,143	14,691	23,666	99,322	55,579	110,980	14,436
累計件数	55,440	69,583	84,274	107,940	207,262	262,841	373,821	388,498
申 請 率	13.8%	17.2%	20.9%	26.8%	51.5%	65.4%	93.2%	97.2%

②交付件数・交付率・保有枚数率

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年計件数	30,378	13,860	14,145	17,752	66,154	75,236	87,474	32,857
累計件数	43,465	57,325	71,470	89,222	155,376	230,612	318,086	350,943
交 付 率	10.8%	14.2%	17.8%	22.2%	38.6%	57.4%	79.3%	-
保有枚数率	-	-	-	-	-	-	-	81.6%

※令和 5 年度から交付累計件数から算出する「交付率」から、再交付や死亡等による失効を差し引いた有効カードの枚数である「保有枚数率」を全国的に使用している。

3 経過

(令和 2 年度以降分)

年月	概要
令和 2 年 4 月	情報政策課内にマイナンバーカード推進室を新設
5 月	特別定額給付金において、マイナンバーカードを使ったオンライン申請受付を開始
7 月	マイナポイント第 1 弾の予約開始
8 月	宮交シティ(商業施設)にマイナンバーカード推進センターを開設
9 月	マイナポイントの付与開始
11 月	マイナンバーカード未取得者への QR コード付き申請書を再送付
令和 3 年 2 月	マイナンバーカード推進室を第二庁舎 1 階に移転(窓口数の拡充)
9 月	総務省モデル事業として自治体マイナポイント事業を実施 ・健康みやざきマイレージ推進事業(健康支援課) ・新型コロナ緊急対応赤ちゃん応援事業(親子保健課) 運転免許センターにて出張申請サポートの実施(~令和 4 年 2 月まで)
12 月	マイナンバーカードによる新型コロナワクチン接種証明書(アプリ版)取得開始
令和 4 年 1 月	マイナポイント第 2 弾(一部)の申込み支援開始
2 月	確定申告会場にて出張申請サポートの実施(~3/15 まで)
6 月	マイナポイント第 2 弾の申込み受付開始
9 月	マイナポイント第 2 弾周知のためのパンフレットを全戸配布
令和 5 年 2 月末	マイナポイント第 2 弾に係るマイナンバーカード申請受付終了
8 月	「個人向け出張申請」の本格運用開始
9 月	マイナポイント事業終了
令和 6 年 3 月	宮交シティにあるマイナンバーカード推進センターを閉鎖
4 月	マイナンバーカード推進課を新設 イオンモール宮崎にマイナンバーカード推進センターを移設

市民活動推進事業

(文化・市民活動課 内線 3482)

1 市民活動の推進

市民が安心して生き生きと暮らしていくためには、互いに支え合い、心のふれ合う、優しさに満ちたまちづくりを進める必要がある。本市においては、平成 12 年度に、「市民との協働」を基本理念とする「市民活動推進条例」を策定し、市民活動の諮問機関である「市民活動推進委員会」の設置を行った。また、市民活動に対する財政的な支援を行うことを目的とする「市民活動支援基金」設置を条例に盛り込んでおり、この基金を活用した「市民活動支援補助制度」を平成 13 年度から実施している。

さらに、平成 15 年度に策定し、平成 24 年度に改訂した「市民活動推進基本方針」について、令和元年度に、多様で自律性のあるコミュニティの形成を目指し、さらなる改訂を行った。

引き続き、市民、市民活動団体、事業者、行政の 4 者の協働体制による、支え合うまちづくりや、地域連携体制の充実に取り組む。

(1) 宮崎市民活動センターの概要

所在地	宮崎市橘通西1丁目1番2号(宮崎市民プラザ3階)
開館	平成 12 年 8 月
建築延床面積	約 260.0 m ²
指定管理期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日(5 年間)
指定管理者	特定非営利活動法人宮崎文化本舗
開館時間	午前 9 時～午後 10 時(日曜日 午前 9 時～午後 6 時) 休館 12/29～1/3
施設内容	大会議コーナー、中会議コーナー、小会議コーナー、ロッカー、メールボックス
令和 5 年度実績	利用者 22,960 人、利用団体 9,783 団体 個人ボランティア・市民活動団体登録件数 団体 929 件、個人 1,784 人

* 宮崎市所轄NPO法人数 161 団体(令和 6 年 3 月末)

(2) 宮崎市市民活動支援基金活用事業

- ① 始業期コース・・・設立 3 年未満の団体、上限 10 万円、1 回のみ
- ② 成長期(単独型)コース・・・設立 1 年以上の団体、対象経費の 80% 上限 50 万円、3 回まで
- ③ 成長期(協働型 I・II)コース・・・設立 1 年以上で市または地域まちづくり推進委員会との協働事業に取り組む団体、対象経費の 100% 上限 50 万円、3 回まで
- ④ 11 団体、2,425,218 円交付(令和 5 年度実績)

宮崎市市民活動支援基金に対する寄附金額 (単位:円)

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
寄附金額	1,699,434	600,000	686,520	710,000	463,070

2 男女共同参画の推進

少子高齢化が進み、家族形態も多様化する中で、豊かで安心できる社会の構築が求められている。そのような中、職場、学校、地域、家庭など、あらゆる分野において、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の形成に向け、平成 11 年 6 月に男女共同参画社会基本法が、平成 12 年 12 月には「男女共同参画基本計画」が定められた。また平成 13 年には内閣府に「男女共同参画局」が設置されるなど、「男女共同参画社会」づくりは国の最重要課題と位置付けられた。

本市においては、平成 16 年に「男女共同参画基本計画」を策定し、平成 18 年 1 月に「宮崎市男女共同参画社会づくり推進条例」を施行した。令和 6 年 3 月には「第 3 次宮崎市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて今後 6 年間に全庁的に取り組む施策の方向を示した。重点施策として、「女性活躍に関する意識改革のための取組の推進」「多様な性に関する理解促進のための広報・啓発、教育の充実」「固定的な性別役割分担意識の解消を目指す広報・啓発の推進」「DV・デートDVに関する知識の広報・啓発の推進」を掲げている。また、本計画を国の「女性活躍推進法」及び「DV防止法」に基づく市町村計画として位置づけている。

また、平成 27 年 12 月に男女共同参画社会の実現に向けた拠点施設として、宮崎市男女共同参画センター「パレット」を開設した。

(1) 男女共同参画センター「パレット」の概要

所在地	宮崎市宮崎駅東3丁目6番7号
開館	平成 27 年 12 月 1 日
敷地面積	2,830 m ²
建築延床面積	998.53 m ²
構造・規模	RC 鉄筋コンクリート造 平屋
指定管理期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日(5 年間)
指定管理者	特定非営利活動法人ドロップインセンター
開館時間	午前 9 時～午後 9 時(日曜日 午前 9 時～午後 5 時) 休館 火曜日、祝祭日、12/29～1/3
施設内容	講習室 1、講習室 2(調理室)、視聴覚室、ホール
令和 5 年度実績	利用者 17,870 人 相談事業 電話相談 1,434 件、面接相談 50 件、弁護士相談 26 件、メール相談 15 件、 性的少数者専用相談 電話 9 件、メール 2 件 (総合相談における性的少数者に関する電話相談:4 件)

1 文化芸術

平成 13 年度に文化芸術振興基本法(平成 29 年に文化芸術基本法に改正)が施行され、本市においても、文化芸術振興の基本的な指針である「宮崎市文化振興計画」(平成 17 年 3 月策定、平成 24 年 3 月、平成 29 年 3 月改訂、平成 30 年 3 月「第 3 次宮崎市文化振興計画」策定)に基づき、「日常生活に根ざした、市民が主役の文化芸術活動の推進」と「特性を活かした地域文化の振興」を基本目標に施策を推進している。さらに、令和 2 年 11 月 3 日には、「宮崎市文化芸術基本条例」を施行し、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として、文化芸術分野のより一層の充実を図っているところである。

文化団体の組織としては、音楽・舞踊・演劇・美術・文芸に至る団体の連合体である宮崎市芸術文化連盟が昭和 44 年に設立され、現在、加盟 139 団体(3 支部を含む)、会員約 3,500 名を擁している。市民の文化向上の推進母体として大きな役割を果たしてきており、宮崎市民芸術祭をはじめとする各種の文化事業の活動主体として、毎年充実した事業展開をしているところである。

文化施設の運営については、指定管理者制度により宮崎市民文化ホール、宮崎市民プラザ、みやざきアートセンター及び宮崎市清武文化会館の管理を行っており、各施設の設置目的を達成すべく、利用者の増加及び市民サービスの向上に努めている。

また、宮崎市文化芸術振興基金を活用した事業として、子どもの感性や表現力、文化芸術への興味関心を喚起するための「小中学校芸術鑑賞派遣事業」、市民や文化団体が行う文化活動を支援する「地域文化活動助成事業」や「市民芸術祭開催事業」などを行っている。

その他、「宮崎市美術展」を毎年開催し、市民の文化活動の成果を発表する機会の提供を行っている。また、市制 70 周年を記念して結成された宮崎シティフィルハーモニー管弦楽団の育成を図っている。

宮崎市民文化ホール

(文化・市民活動課 内線 3810)

市民の文化芸術活動の拠点となる音響特性を重視した劇場型多目的ホールであり、障がい者席スペースや親子席も設置し、福祉面にも配慮、イベントホールや練習室等もあり充実した施設となっている。

1 施設の概要

所在地	宮崎市花山手東3丁目25番地3(宮崎市福祉文化公園内)
開館	平成8年10月2日
建築面積	約6,100㎡
建築延床面積	約13,800㎡
構造・規模	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)地下1階 地上5階
事業費	7,591,003千円
指定管理期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)
指定管理者	MSG・AVCグループ
開館時間	午前9時～午後10時 休館 火曜日(但し、祝日の場合は翌日)、12/29～1/3 (現在は試行的に年中無休。ただし、臨時休館日有り)

2 施設の内容

大ホール	劇場型多目的ホール 座席数:1,867席 車椅子スペース8席 親子席7席 舞台792㎡、オーケストラピット110.3㎡(間口16～20.55m、奥行き18m、高さ7.2～11m)
イベントホール	ホール舞台と同程度の面積:405㎡(250～300席の小ホール及びリハーサル室として可能)
会議室・和室	大会議室(160.0㎡):3室に分割使用可。1室通し(100人)、2/3使用(60人)、1/3使用(30人)、和室(30畳):2室に分割使用可
練習室	3室:練習室1(217.4㎡)、練習室2(148.5㎡)、練習室3(81.0㎡)
その他	エントランスホール、ホワイエ、クロック、インフォメーション、屋外ステージ、駐車場(約640台)、駐輪場、レストラン、カフェカウンター

3 事業の概要

(1) 令和5年度実績

○総利用者数 236,307人 ○開館日数 356日 ○利用率 大ホール 67.1%

(2) 令和5年度の主な主催事業、自主企画事業 合計 16,602人

- ① 宮崎ジャズデイ2023・ユネスコ 430 1,850人
- ② 伝説のフェニックスと劇場の謎 232人
- ③ ときめき市民ミュージカル 1,300人
- ④ ときめきスクールコンサート 330人
- ⑤ クラリネットの魅力的な音色の世界 248人
- ⑥ 第12回ときめき市民音楽祭 700人
- ⑦ ときめきフォト短歌 80人
- ⑧ ときめき街中ミニコンサート 150人
- ⑨ ウクライナ国立民族舞踊団 1,650人
- ⑩ 第11回文化ホール施設探検隊 72人
- ⑪ 音楽のおもちゃ箱シリーズ Part.17 731人
- ⑫ みやざき市民芸術・文化祭 2,000人
- ⑬ 十三代目市川團十郎襲名披露 1,600人
- ⑭ TULIP50周年記念ツアー 1,900人
- ⑮ 第1回宮崎国際バレエコンペティション 1,119人
- ⑯ 第5回お正月フェスティバル 1,500人
- ⑰ ふれあいミニコンサート 40人(アウトリーチ)
- ⑱ 第1回100人のチェリストたち 1,100人

宮崎市民プラザ

(文化・市民活動課 内線 3806)

市民の誰もが気軽に「集い、学び、交流」できることをコンセプトに、生涯学習の充実やコミュニティの形成など市民活動を促進し、市民の福祉・文化の向上を図るための総合拠点施設である。

1 施設の概要

所在地	宮崎市橋通西1丁目1番2号
開館	平成12年8月1日(全館開館10月1日)
敷地面積	約14,200㎡
建築延床面積	約12,400㎡
構造・規模	地上4階(一部5階) 地下1階 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
事業費	5,607,757千円
指定管理期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)
指定管理者	公益財団法人 宮崎文化振興協会
開館時間	午前9時～午後10時 休館 月曜日(但し、祝日の場合は翌日)、12/29～1/3

2 施設の内容

オルブライトホール	劇場型多目的ホール 固定席497席 車椅子スペース4席 親子席6席 舞台412.7㎡(間口14.6m 奥行13.6m 高さ7.5～9m) 大楽屋(洋:分割可能) 中楽屋(和) 小楽屋2室(洋) 主催者控室2室
ギャラリー	573.3㎡(フリースペースのためパネルによる分割使用が可能) 美術、工芸、写真等の展示利用のほか、フリースペースのため会議や集会等にも利用可能
会議室(4室)	大会議室1室(140.0㎡ 90人程度) 中会議室1室(65.7㎡ 40人程度) 小会議室2室(39.2㎡ 20人程度)
練習室	2室:練習室1(142.7㎡) 練習室2(48.6㎡)
学習室	1室
和室	1室(24.5畳)
情報スペース	1階ロビー内 市政や生活文化情報を市民に提供、発信するスペース
交流サロン	3階フロア 市民(団体)の情報交換の場、ボランティア活動等の拠点となる 宮崎市民活動センターや各種団体事務室などからなっている
その他	エレベーター3基、コインロッカー、視聴覚障がい者音声誘導装置 地下駐車場83台(一般77台+身障者用6台) 松橋駐車場39台 エントランス、ホワイエ、ロビー

3 事業の概要

(1) 令和5年度実績

○総入館者数 179,948人 ○開館日数 306日
○利用率 オルブライトホール 76.7% ギャラリー 70.9%

(2) 令和5年度の主な文化芸術企画事業、自主企画事業

- | | |
|--------------------------|------|
| ① 子どものための文化芸術プログラム | 146人 |
| ② 大人のバックステージ体験 | 16人 |
| ③ 子どものための音楽会 | 246人 |
| ④ 舞台さんと行く!夏休み!!バックステージ体験 | 64人 |

⑤ 桂 歌春の落語教室	194 人
⑥ 市民プラザ寄席 一之輔・歌春二人会	455 人
⑦ 1 日子ども館長	4 人
⑧ 声優体験ワークショップ	50 人
⑨ 声優朗読劇フォアレーゼン～対決～	468 人
⑩ 市民プラザコンサート THE FINAL	409 人
⑪ みんなでわっしょい!!第二弾	327 人
⑫ 宮崎 BigBand フェスティバル	394 人
合計	2,773 人

みやざきアートセンター

(文化・市民活動課 内線 3810)

市民が文化芸術の創造体験、鑑賞及び発表を行う機会を提供するとともに、中心市街地における交流の場を創出する。

1 施設の概要

所在地	宮崎市橘通西3丁目3番27号
開館	平成21年10月1日
建築面積	約1,300㎡
建築延床面積	約2,850㎡(6階建のうち3～6階専有部分の面積)
構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造
事業費	約18億7千万円(うち保留床取得分約12億3千万円)
指定管理期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日(5年間)
指定管理者	みやざき文化村
開館時間	午前10時～午後10時 休館 火曜日(祝日の場合は翌平日) 但し、3階のみ(事務所、プレイルーム、キッズルーム、交流サロン)午前10時から午後6時まで開館、12/29～1/3

2 施設の内容

	室名	面積(㎡)	主な用途
5F	常設展示室	60	・小規模作品等の企画展示。
	アートスペース3 (貸スペース)	90	・展示機能を持っており、企画展や美術展の開催、個展等の利用が可能。 ・立方体型のスペースで、映像芸術、メディアアート等の現代美術の展示にも対応できる。
	アートスペース2 (貸スペース)	180	・展示機能を持っており、企画展や美術展の開催、個展等の利用が可能。
4F	多目的室 (貸スペース)	110	・会議室、展示室、講習会など、様々な目的で利用できる。
	ライブラリー	100	・文化芸術に関する書籍・雑誌の閲覧ができる。
	アートスペース1 (貸スペース)	180	・展示機能とホール機能を併せ持っており、企画展や美術展の開催、軽音楽等の演奏会や、映像の上映、講演会などの様々な用途での利用が可能。 ・最大200名収用可能

室名		面積(m ²)	主な用途
3F	プレイルーム キッズルーム	140	・小学生・乳幼児を対象とした創作教室、読み聞かせ等の開催に適している。 ・創作的な遊び場空間の提供。
	交流サロン	100	・自由にくつろぎ、打ち合わせにも使用できる場所。 ・文化芸術・観光・スポーツに関する情報発信を行う。
	創作アトリエ (貸スペース)	120	・絵画教室、陶芸教室等の創作活動に利用できる制作スペース。 ・大人向け、子ども向けの創作プログラムとして、ワークショップや定期講座の開催に適している。

3 事業の概要

(1) 令和5年度実績

○総利用者数	73,436 人
○開館日数	350 日
○利用率	55% (貸しスペース平均)

(2) 令和5年度主な主催事業、自主企画事業等

企画展名	入場者数
①立体切り絵 SouMa の世界展	3,772 人
②つくる展-TASKO ファクトリーのひらめきをかたち-	8,365 人
③原田治展「かわいい」の発見	11,129 人
④第48回宮崎市美術展	1,870 人
⑤Art Boxーアートボックス#06ー	3,234 人
⑥かみよりつぐかたちー紙継継像ー	1,764 人
合計	30,134 人

宮崎市清武文化会館

(文化・市民活動課 内線 3806)

市民が多様な文化芸術を鑑賞し、及び文化活動、創造的活動、表現活動等を行う機会を提供する。

1 施設の概要

所在地	宮崎市清武町西新町6番地5
開館	平成10年9月23日
敷地面積	7,043.84 m ²
建築延床面積	6,270.156 m ²
構造・規模	地上3階 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造
事業費	3,502,858 千円
指定管理期間	令和6年4月1日～令和9年3月31日
指定管理者	トールツリーグループ
開館時間	午前8時30分～午後10時(但し、図書室の利用時間は午前8時30分～午後7時) 休館日 月曜日(但し、祝日の場合は翌日) 12/29～1/3

2 施設の内容

大ホール (半九ホール)	劇場型多目的ホール 固定席798席 車椅子スペース6席 親子席6席 舞台 206.64 m ² (間口16.4m 奥行12.6m 高さ8～10m) 楽屋1(洋:分割可能) 楽屋2・3(洋) 楽屋4(和)
小ホール	多目的ホール 200席(最大) 舞台 40.5 m ² (間口9m 奥行4.5m)
会議室	会議室1室(98.21 m ² 20人程度)
研修室(3室)	研修室1・2・3 各32人まで収容可 (研修室1・2は通しで使用可)
和室	1室 (44畳)
図書室	蔵書数 19,079冊 閲覧コーナー(6席、ソファのみ7席)
その他	エレベーター1基、ホワイエ、ギャラリー

3 事業の概要

(1) 令和5年度実績

○総入館者数 97,289人 ○開館日数 307日
○利用率 半九ホール 42.3% 小ホール 52.0%

(2) 令和5年度の主催事業、自主企画事業

- ・日野皓正クインテット 273人
- ・相川七瀬 KIYOTAKE SPECIAL LIVE 554人
- ・ケロポンズファミリーコンサート 579人
- ・林家泰平落語会 293人
- ・KIYOTAKE ワンコインライブ①150人 ②147人 ③179人
- ・ワークショップシリーズ①(2回) 25人

- ・ワークショップシリーズ② 180 人
- ・ワークショップシリーズ③(7回) 118 人
- ・半九怖いおはなし会 14 人
- ・半九ホールフェスティバル 1,000 人
- ・大学サークルサポートプロジェクト 250 人
- ・若者育成プロジェクト 40 人
- ・陸上自衛隊コンサート 670 人
- ・清武町域三神社神楽まつり 250 人
- ・ボランティア育成プロジェクト 16 人
- ・賑わい創出プロジェクト
- ・三遊亭兼好独演会 176 人

合計 4,914 人

